

税理士会による政治団体への寄附と法人の権利能力

——大阪合同税理士会会費返還請求訴訟控訴審判決（大阪高裁一九八九年八月三〇日判決）を素材として——

木 下 智 史

はじめに

企業による政治献金の問題は、裁判上八幡製鉄政治献金事件に関する最高裁判決（最高裁大法廷一九七〇年六月二四日判決・民集二四卷六号六二五頁）で一応の決着がつけられたとされているが、同判決に対しては憲法学者を中心に当時から批判的見解が有力に唱えられてきた。⁽¹⁾そして今日、リクルート事件に象徴される政治腐敗の現実に直面して、社会的にも改めて企業献金の是非が論じられており、憲法上も、もう一度同判決を批判的に再検討する必要性が高まっているように思われる。それは、直接的には同判決の理由付け、現在においてもなお自民党によ

税理士会による政治団体への寄附と法人の権利能力 木下

（五六三）一一九

る企業献金合理化に一役買っているからではあるが、⁽²⁾同判決で展開された「法人の人権享有主体性」の議論自体がはらむ問題性を問う必要性を感じるからである。⁽³⁾

この法人の人権享有主体性の問題は、外国人や天皇、未成年者のそれと並んでどの憲法の教科書にも人権総論の箇所ですで扱われている問題ではあるが、そもそもなにゆえ法人に人権の享有主体性が認められねばならず、そこにはいかなる限界が画されるべきなのかといった基本的な問題について十分な議論がなされてきたとはいえないように思われる。むしろ従来の議論は、政党も企業も宗教団体も報道機関も一緒に扱い、抽象的に法人という枠組みでくるんだ上で、あれこれの人権享有の有無を論じるという傾向をもっており、結果的に法人一般にほとんどすべての人権の享有を許してしまうという結果をもたらしているとはいえないだろうか。

さて、法人の人権享有主体性について特別の考慮を要する問題は、団体の権利自由の行使が構成員の人権と矛盾・衝突することから生ずる限界が存することである。この矛盾・衝突の調整の判断にあたっては、当該団体の公的性格の強さや、当該団体がその成り立ちにおいて個人の自発的な意思に基づいて結成された自発的結社か、何らかの理由で特定の地位を有する者についてその加入が強制される強制加入結社かの違いが重要であることがこれまでも指摘されてきた。そして一般論としては、私的性格の強い団体よりも公的性格の強い団体のほうが、また自発的団体よりも組織強制を伴う団体のほうが構成員との関係でその権利自由の行使が大きく制限されることが認められるとされる。⁽⁴⁾

団体の権利自由の行使と構成員の人権との矛盾・衝突が裁判となった事例のなかで近年注目を集めたのは、一九

八〇年の税理士法改正をめぐって税理士会が政界工作のため会員から特別会費を徴収することの是非が争われた南九州税理士会事件判決（熊本地裁一九八六年二月一三日判決・判例時報一一八一号三七頁）である。同判決は税理士会が「間接とはいえ強制加入団体の公益法人」であることを重視し、「会員の思想、良心の自由を侵害しかねない行為については慎重でなくてはならず」、「政治的信条の点では政治的に中立であるべき」とし、「会員の政治的信条が各人各様であることを無視して、特定の政治的信条を信奉する団体である政党や特定政治家の後援会に政治資金を寄附することは……右団体の政治的信条に反対する者の政治的信条を踏みにじる行為であって、かようなことは、到底税理士会に、社会通念上要請されていることとはいえない」とし、特別会費の徴収決議を民法四三条に反し無効とした。⁽⁵⁾

これに対し、同じ法改正をめぐる政界工作費用の徴収が問題となった大阪合同税理士会の事件に関し、第一審大阪地裁（一九八六年八月二一日判決・判例時報一二〇七号三七頁）・控訴審大阪高裁（一九八九年八月三〇日判決・判例時報一三三二号七六頁）とも会員である原告の会費返還請求を認めなかった。南九州税理士会の事例と大阪合同税理士会の事例とは後にみるように微妙な事実関係の違いがあるが、そこには団体の権利自由の行使の限界に関する裁判所の理解の違いも影を落としているように思われる。本稿では、大阪合同税理士会事件控訴審判決の検討を通じて、税理士会のような組織強制を伴う公益法人の享有しうる自由の限界のありかたを検討してみたい。

（１）例えば、久保田きぬ子「会社の政治献金」憲法の判例（第三版）二一〇頁、寿田竜輔「法人の人權享有主体性」憲法判例百選Ⅰ（第二版）一六頁、野中俊彦「会社の政治献金」憲法判例百選Ⅱ（第二版）二六四頁参照。

(2) 自由民主党「政治改革大綱」(一九八九・五)。

(3) 樋口陽一「『人権総論』への一つの試み——個人・国家・社会」法学教室一二三号一二頁、同「憲法学の責任?——いくつかの判決の憲法論議に即して」法律時報六〇巻一一号一四四頁、長谷部恭男「マスメディアと自由」ジュリスト九七八号九四頁、和田進「選挙・政党と自由」ジュリスト九七八号一三二頁以下、拙稿「会社の政治献金」別冊法セミ・法学ガイド憲法Ⅱ(基本権の保障)所収。

(4) 芦部信喜「法人の人権——人権の享有主体(4)」法学教室一〇七号七五頁。

(5) 熊本地裁判決の評釈として、田村和之「税理士会政治献金徴収拒否訴訟第一審判決」判例評論三三二号一八三頁以下、野坂泰司「税理士会の政治献金と会員の思想・信条の自由」昭和六一年度重要判例解説ジュリスト八八七号一二頁以下、江橋 崇「税理士会による税理士法改正の政治活動資金の徴収と会員の思想信条の自由」法学セミナー三八〇号一一四頁、森英樹「政治献金目的の税理士会特別会費徴収と憲法一九条」法学教室七〇号一〇六頁、中島茂樹「公益団体の政治献金と構成員の思想の自由」憲法判例百選Ⅰ(第二版)六四頁以下参照。

一 事 実

一九七九年五月、政府は「税理士法の一部を改正する法律案」を国会に上程した。同法案は、各界からの反対もあって二回廃案となった末、一九八〇年四月に三度目の国会上程でようやく可決成立した。「日本税理士連合会」(以下「日税連」)はかねてより税理士の地位向上のため税理士法改正をめざしており、そのための政治活動団体として「日本税理士政治連盟」(以下「日税政」)及びその下部組織たる各地区・各県税理士政治連盟(以下「単位税

政連」を結成して活動してきたが、当時自民党、国税庁サイドで進められつつあった法改正の動きを「好機」と考え、法案作成段階から政府・自民党関係者に協力してきた。そして日税連・日税政幹部は、法案成立をはかるため国会議員に対する「政治資金」の提供を含む大規模な政界工作を行った。これに対してこうした金員の提供は一種の法案買収であり、賄賂の性格が濃厚であるとの声が税理士会内外から起こり、数名の国会議員と日税連・日税政幹部が贈収賄罪で告発されるという事態にまで発展した（結局、日税連・日税政幹部は起訴猶予処分、政治家は不起訴処分となった⁽¹⁾）。

日税連は従来より税理士法等関連法規についての諸施策に当てるため法対策特別会計を設けていたが、税理士法改正問題が緊迫化するのにもない、「政界工作」資金に当てるため金融機関等から約二億円の借り入れを行い、これを日税政に対して直接支出し、または各単位税政連を通じて間接的に交付した。日税連は右借入金の返済のため全国の各単位税理士会から会員一人あたり二〇〇〇〇円の特別会費を徴収することとした。

大阪合同税理士会（以下「大税会」）は全国一四カ所の国税局の管轄区域ごとに設立された日税連の単位税理士会の一つである。同税理士会は一九七九年六月一六日に開かれた定期総会において、一九七九年度分からの会費を、従来の五万一〇〇〇円から五万四〇〇〇円に値上げすること、日税連に対して会員一人あたり会費八四〇〇円、特別会費二〇〇〇円、計一万四〇〇〇円の割合による連合会費を納入すること、大阪合同税理士政治連盟（大税会の補完的機能を果たす政治団体で日税政の単位組織、以下「大税政」）に対し拠出金一五〇万円を交付することを決議した。

控訴人は大税会に所屬する税理士であり、決議に基づいて会費五万四〇〇〇円を支払ったが、大税会が会員から特別会費二〇〇〇円を徴収し、それを日税連に対し納入すること及び大税政に拠出金を交付することは、いずれも先に述べた法改正にかかわる「政界工作」のための特定の政治家に対する政治献金を目的となされたものであると主張して、会費値上げ決議の無効確認、日税連への連合会費納入決議のうち特別会費相当分及び大税政への拠出金交付決議の無効確認、そして特別会費分と拠出金の一人あたり相当分計二二一九円の返還を求める訴えを起した。

第一審大阪地裁は、「以上のごとき事実を総合考慮すると、原告らが本件決議は特定の政治家へ政治献金を行うことを目的としてなされたものであると主張するのも、全く理由のないことではないと考えられる」としながらも、「本件決議当時、既に日税連ないし日税政や単位税政連が右政治献金を行うことを確定的に決定しており、被告大税会の執行部が直接右政治献金を行うことを目的として本件決議案を提出したことにについてはこれを認めるに足る証拠はなく、また、右決議に参加した被告大税会の会員全員ないしは少なくともその過半数のものが政治献金の資金調達のためのものであるとの認識のもとに右決議に参加したことについてもこれを認めるに足る証拠はない」とし、本件決議が特定の政治家に対し政治献金を行うことを目的としてなされたものであるとの前提に理由がないとして決議の一部無効についての請求を棄却した。また大税会による大税政への拠出金支出についても、毎年定例的に支出されていたもので、政治献金という特別の目的のためになされたものと考えられないとした。

(1) 当時の税理士法改正をめぐる経緯については北野弘久「税理士法『改正』と一般消費税問題」法学セミナー三〇八号一四二頁以下参照。

① 会費増額決議の一部無効の主張について

「本件会費増額決議のうち、二〇〇〇円相当部分が特別会費であるものとは到底認め難く、したがって、被控訴人大税会が右増額決議によって会員である控訴人らから臨時に特別会費を徴収したことにはならない。」

② 特別会費納入決議の無効の主張について

「被控訴人大税会が特殊公益法人に該当し、税理士は税理士会への加入が間接的に強制されているいわゆる強制加入団体であり、民法三四条に基づく社団法人であることは当事者間に争いがない。したがって、被控訴人大税会は会員の利益のみならず、公益保護の必要性という観点からも民法四三条の適用を受け、被控訴人大税会は法令の規定に従い会則で定めた目的の範囲内においてのみ権利を有し義務を負うものというべきである。しかし、右目的の範囲内の行為とは法令又は被控訴人大税会の会則に明示された目的自体に限定されるものではなく、その目的を遂行するうえで直接又は間接に必要な行為であればすべてこれが包含されると解されるところ、右必要性の判断に当って当該行為が目的遂行上現実に必要なものであったかどうかをもって決すべきではなく、行為の客観的な性質に即して抽象的に判断されなければならない（参照 最高裁昭和四五年六月二四日大法院判決、民集二四卷六号六二五頁〇。）」

「税理士会が税理士業務の改善進歩のために税理士法改正運動をすること自体はその目的からして許されないこ

とはなく、被控訴人大税会についても（中略）その会則上一定の事業をすることが認められているから、税理士法改正のための広報、宣伝活動及びそのために必要な支出は当然許されるし、政治資金の寄付についてもこれが客観的、抽象的に観察して税理士会の社会的役割を果たすためになされたものと認められる限り、目的範囲内の行為ということができる（前掲最高裁判決参照）。しかしながら、そのことから税理士会がその目的の範囲内においてするすべての活動につき当然かつ一様に会員に対して統制力を及ぼし、会員の協力を強制することができるものは即断できないのであって、当該活動の内容、性質、これについて会員に求められる協力の内容、程度、態様等を比較考量し、多数決原理に基づく税理士会活動の実効性と会員の基本的利益の調和という観点から、会員の協力義務の範囲に合理的な限定を加える必要があるが、右政治資金の寄付が税理士会によって特定の政党、政治家又は候補者を支持、応援してこれらの者に対してなされる際、会員に対してこれへの協力を強制することは、会員の思想、信条の自由を侵すものとして許されないものというべきである（参照 最高裁昭和五〇年一月二八日第三小法廷判決、民集二九卷一〇号一六九八頁）。

「そこで、このような見地からまず日税政がなした前記政治献金について検討するに、確かに、右献金の動機、目的は税理士法の改正を達成することにあつたものと推認されるところ、右改正については全国税理士会員の中には一部反対の者があつたとしてもその多数の会員の賛意のもとにその成立を期して政治運動をなしその一環として政治献金をなしたものであるから、一応その目的の範囲内とみられないではないが、その方法、態様においてやや妥当性を欠き、その献金先についても特定の政党、政治家又は候補者に偏する疑いがあるから、日税政の政治活動

としてもこれが批判の対象とされる余地は充分にあり、税理士会の公益法人としての立場からすれば、少なくとも右政治献金のために会員に対して特別にその協力を求めることはこれが強制加入団体であること等に鑑みその目的の範囲内にあるものとは未だ認め難いといわざるを得ない。

しかし、本件で問題とされているのは被控訴人大税会の日税連に対する特別会費の納入決議であって、日税政がした右政治献金そのものではないから、右政治献金が税理士会の目的の範囲外であることから直ちに右納入決議が目的の範囲外となるものではない。」

「日税連は税理士法に基づいて設立された法人であり、被控訴人大税会など全国一四の単位税理士会を構成会員とする別個の法人であって、これが被控訴人大税会と同一の法人でないことは勿論、（中略）両者は必ずしも組織上または活動上、単なる上意下達の関係にあるものとは認められない。」

「日税政は大税政など単位税政連のほか賛同会員をもって構成されている任意団体であって、公益法人である日税連とは別個の団体であり、両者の役員人事面において相当共通していることが認められるが、他方その財政面においては、日税連は日税政に対し一年度にわずかに政治資金規制法の枠内で一五〇万円を寄付しているのみで、右額は日税政の年度全収入の一パーセントに充たないものであり、その主たる収入は、単位税政連からの特別分担金及び単位税政連からの所属会員一人当たり一〇〇〇円の割合による会費であることが認められ、右認定事実、日税連が税理士会が公益法人であるために代わって業界の政治的要求実現のために政治運動を進める目的で創設された経緯に鑑れば、日税政が政治的に日税連の方針を実行する立場にあることは否定できないところであるが、

これが単なるトンネル機関であるとは到底認め難いし、他に日税連が前記政治献金をしたものと同視すべき事由は認められない。」

「本件特別会費納入決議の際、これが政治献金の資金に充てることを目的又は動機とし、且つこれが明示された上、右決議がなされたものとは認められない。」

「以上の次第で、被控訴人大税会がなした日税連に対する特別会費の納入決議は、従前の特別分担金の納入決議と実質上変わるところはなく、前記のような政治献金の資金捻出のため会員から特別にこれを徴収してその協力を強制したとの事実関係にはないから、その目的の範囲を逸脱するものではないというべきである。」

「本件特別会費の納入については、(中略)直接には税理士法改正の賛否を議決したものではないことがあきらかであるが、仮にそうでないとしても、法改正につき会員の多数決により税理士会の意思を決定することは他に特段の事情のない限り団体の性質上やむを得ないことであり、控訴人ら主張のように右法改正に反対であれば常にその思想、信条の自由を犯すものとしてその無効を主張できるとする根拠はない。」

「右のとおり、右決議方法には何らの違法な点はないし、その内容についても、特定の政党、政治家又は候補者を支持し応援するため、その政治献金のため特別に臨時に会費の名目でこれを徴集したというものではないから、右決議が控訴人ら会員の思想、信条の自由を犯したものととは到底認め難い。控訴人らは、前記献金が特定の政党、政治家又は候補者に偏するものではないとしても、会員の中にはどの政党、政治家をも支持しない会員がいるのであるから、右会員の思想、信条を犯すことはあきらかであるとも主張するが、仮にそうであるとしても、前記事実

関係の下ではその程度は軽微であり社團の性質上やむを得ないものというべきである。」

③大税政への抛出金の交付決議の無効の主張について

「實際上、大税政は被控訴人大税会と表裏一体の關係にあり、一面その政治部門の様相を呈していることは否定できない。しかしながら、被控訴人大税会は公益法人であるのに対し、大税政は任意団体であり、両者は別個の団体であることは勿論、（中略）大税政はその固有の会員の会費によって独立別個の会計を有しており、被控訴人大税会からの前記交付金は全収入のわずか四パーセント弱に過ぎないこと、大税政は日税政に対し前記の会費のほか、特別分担金一五〇万円を納付しているが、独自の政治活動をしていることが認められ、右認定事実によれば、これがトンネル機關であるとは到底認め難い。」

「大税政が税理士法改正のために政治活動すること自体はその目的の範囲内にあるものというべきであり、その政治献金の具体的方法、態様においてその中立性を疑うべき事由があったとしても、このことから直ちに大税政が中立的でないということとはできない。」

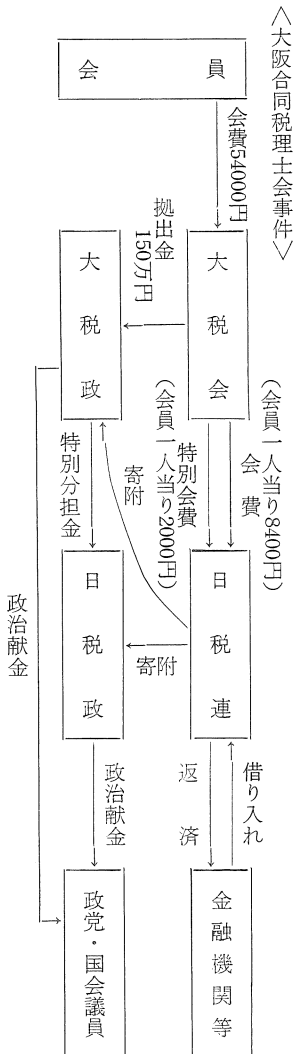
「しかし、被控訴人大税会の右交付決議は政治資金規制法の枠内でなされた適法なものであり、しかも右交付は従前からなされてきたものであり、又その額も大税政の収入上は極めて少額であるから、その目的の範囲を逸脱するものではないというべきである。」

三 評 釈

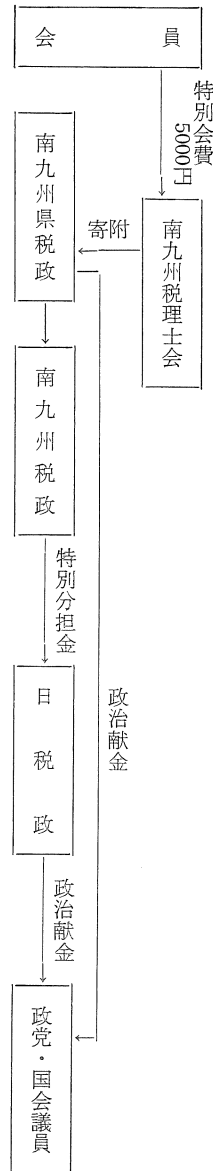
1 南九州税理士会事件との異同

本件大阪合同税理士会事件では、先に見た南九州税理士会事件と同時期に行われた税理士会による政界工作のための資金集めの方法が争われながら、一審・二審とも熊本地裁判決とは逆の結論が下った。この違いの一つの大きな理由は、一般に南九州税理士会と大阪合同税理士会の資金調達の方法の違いにあると考えられている。そこでまず両税理士会事件における政治資金の流れの違いに注目してみよう。

両税理士会事件における会費とその用途について図示すれば次のとおりである。



△南九州税理士会事件▽



両事件の事実関係における大きな違いは、第一に政界工作資金に当てられる特別会費の徴収方法が、南九州税理士会事件の場合、会員から一般会費とは別個に直接徴収されたのに対し、大阪合同税理士会事件の場合、値上げされた一般会費の中に含まれる形で徴収されたところにある。大阪高裁はこの点を重視して「政治献金の資金捻出のため会員から特別にこれを徴収してその協力を強制したとの事実関係にはない⁽²⁾」とした。

第二に、税理士会から日税政への金の流れが、南九州税理士会事件の場合、特別会費として徴収された金がすべて県税政連に行き、それが直接あるいは上部団体である日税政を通じて政治家に手渡されたといういわば単線的なものであったのに対し、大阪合同税理士会事件の場合、一般会費として集められた金の中の一部は大税政へ拠出金という形で支出され、それが日税政を通じて政治献金として使われたというルートと大税会が日税連に対して納めた特別会費が日税政に渡り政治献金となったというルートがある。大阪高裁はこのいずれのルートについても、大税会と日税連、各税政連と税理士会がそれぞれ独立した別個の団体であること、また税理士会からの寄附が日税

政・大税政の収入に占める割合が低いことを強調して税理士会会員の思想・信条の自由侵害との主張を退けている。しかしこうした政界工作資金の徴収方法や流れ方の違いが構成員の基本的自由の侵害という問題に関する結論を左右するほどまでの大きな違いだろうか。まず政界工作資金の徴収方法であるが、たしかに政界工作のための（従って政治献金として使われる蓋然性の高い）特別会費を会員から直接徴収するほうが会員個人の思想・信条の自由との関係での問題性がみえやすいことは確かではある。しかし大阪合同税理士会の場合も日税連に対して政界工作用の特別会費を支出し、政治団体である大税政にたいして拠出金を支出したことは事実であり、会員から集めた金の一部が結果として（たとえそれが全体のごくわずかしかな占めないとしても）政治献金の資金として使われたことはまちがいない。見方を変えれば、会員に目的を明示しないまま徴収した一般会費のなかから政治献金の資金を支出するほうが会員の事前の同意が全く予定されていないという点でより重大な問題性をはらんでいるともいえる（憲法上の問題点については後にふれる）。

次に資金の流れの違いについてみれば、政界工作にいたるルートが一つか二つかが問題でないことは当然である。この点での両事件での違いを強いてあげると、南九州税理士会事件の場合、特別会費として徴収された金が全額各県税政連に交付されたのに対し、大阪合同税理士会事件の場合、特別会費相当分については日税連を通じて各税政連に寄附が行われたために日税政によって行われた政治献金と会費徴収との関係がわかりにくい構造になっている。そのため原審大阪地裁は、本件被告の大税会幹部がどの程度政治献金として使われることについて認識があったかを問題としたのである。また大阪高裁は日税連と大税会が別個の法人であり、両者が組織上又は活動上、単なる上

意下達の関係にないことを強調して日税連による日税政への寄附と大税会による日税連への特別会費の納入を切断し、さらに日税連と日税政の関係についてもそれらが相互に独立した法人であるとして、日税政による政治献金と日税連との関わりを切断した。しかし、そもそも本件で問題となった特別会費の一部が日税連からの寄附という形で日税政に渡ったことは大税会側も認めている事実であるし、日税政が一九七五年以降「税理士法改正のための政治的環境づくりのため」と称して国会議員（その多くは自民党議員）の後援会づくりに組織的に取り組むなどの政治活動に従事してきたことは関係者には周知のことであった。まして本件総会決議前後の税理士法改正をめぐる状況を前提にするならば、大税会が特別会費納入決議を行うにあたってそれが特定の政党や政治家への政治献金に使われることを認識していなかったとはどうしても考えにくいし、仮に特定の日税政の意思を知りえなかったとしてもそれまでの日税政の活動からみて日税連を通じて日税政に寄附された特別会費の一部が政党や政治家に流れることは十分予想し得たと考えられる。まして大税会が大税政に直接拠出金を支払ったルートについてみれば金の流れの構造は南九州税理士会の場合と（先に述べたように寄附に当てられた資金の徴収方法は異なるが）まったく同じなのである。

結局、南九州税理士会事件と大阪合同税理士会事件との事実関係における違いは、会費徴収と政治献金との結びつきがわかりやすいか否かの違いにすぎないといえる。仮にこうした違いが同じ税理士会に行った政治献金の是非を左右するとすれば、結局巧妙なやり方さえすれば違法な政治献金を合法的に行うことができるということになってしまうのである。

(1) 会費の値上げと特別会費の徴収との間に因果関係があるかどうかは当事者の間に争いがあり、地裁・高裁ともこれを認めなかった。しかし大税会が日税連に法改正実現のための特別会費を会員一人あたり二〇〇〇円の割合で納入したことは事実であり、仮に会費の値上げと関係はなくなってしまうわけではない。

(2) ここには両税理士会事件における総会決議の内容の違いも反映している。すなわち大阪合同税理士会事件の場合、問題となった総会決議はその目的や使途を明示せず会費の増額と特別会費の日税連への納入を定めていたのに対し、南九州税理士会事件の場合、決議の内容は「税理士法改正運動に要する特別資金とするため、各会員より特別会費として金五〇〇〇円を徴収する」というもので、しかも「税理士法改正運動資金の緊要性に鑑み、当会の特別会費として徴収するものである」との「理由」も付されていた。たしかに後者のほうが会員から政治資金を強制的に徴収していることがみえやすいが、本文でも述べたように前者においても会員から徴収された税理士会の財政の一部が政治献金の資金として使われたことにはかわりがなく、会員の政治的自由との関係で問題が全くなってしまうわけではない。

(3) 野坂泰司「税理士会の政治献金と会員の思想・信条の自由」昭和六一年度重要判例解説ジュリスト八八七号一四頁。

二 税理士会と税理士政治連盟との関係

さて、南九州税理士会事件に関する熊本地裁判決と大阪合同税理士会事件をめぐる大阪地裁・高裁判決との裁判所による事実認定上の顕著な違いは、税理士会と税政連との関係の評価である。

熊本地裁判決は税理士会と税政連との組織関係を、それぞれの目的の類似性・組織の対応性・両組織の構成員・これまでの両組織間の緊密な連携行動などを詳しく検討した上で「税理士会側の日税連及びその下部諸組織と、税

政連側の日税政及びその下部諸組織は、形の上では二つの別々のものであるが、その実質においては表裏一体となり、日税政側が専ら政治活動を目的とした政治団体である点において相違があるにすぎないこと、換言すれば、税政連側は、税理士会側の政治実働部隊というにふさわしいものであるということができると認定した。一方、大阪合同税理士会事件についての大阪高裁判決は「日税政は大税政などの単位税政連のほか賛助会員をもって構成されている任意団体であって、公益団体である日税連とは別個の団体」とし、大税政と大税会との関係についても「大税会は公益法人であるのに対し、大税政は任意団体であり、両者は別個の団体」であるとして税政連が税理士会のトンネル機関であるとの主張を退けている。しかしその根拠は財政面で日税連の寄附が日税政の年度収入に占める割合が一パーセントにみたないこと、大税政の場合大税会からの交付金は年度収入の四パーセントしか占めないことが指摘されているにすぎない。もともと税政連は公益法人である税理士会にかわって業界の政治的要求実現のために政治活動を行う目的で創設されたのだから、表面上税理士会と別個の団体としての体裁をとっているのは当然のことである。従ってここではより実態に立ち入った両者の関係の検討が必要であつたように思われる。

また、仮に税政連が大阪高裁の認定したように税理士会とは別個の独立した団体であれば問題はなくなるのだろうか。たとえば日税政はその規約で「本連盟は、日本税理士連合会の方針に副い、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度ならびに税務行政を確立するため、必要な政治的活動を行うことを目的とする」（日税政規約第三条（一九七九年当時）、なお大税政も同様の規約上の規定をもつ）とうたっているように、（少なくとも政治資金規制法三条一項にいう）一個の「政治団体」であることは確

かである。税理士会からの寄附が税政連の収入に占める割合がいかに低からうと会員から徴収された会費の一部が政治団体たる税政連（そしてそれを通じて特定の政党・政治家）に渡っていることは事実であり、そのことの是非が判断されなければならない。この点で大阪高裁がもっぱら日税政による政治献金のあり方を問題として、税理士会が税政連に寄附を行うこと自体についてなんら問題としていないのは片手落ちとはいえないか。これに対して南九州税理士会事件熊本地裁判決が「政治活動に関する寄附の關係で政党や政治資金団体とその他の政治団体とで別異に解釈すべき必要性はない」として税理士会による政治団体たる県税政への寄附自体を問題としているのは極めて正当というべきである。⁽¹⁾ 付言すれば税政連への寄附が政治資金規制法の範囲内で行われていることを大阪高裁判決はことさら強調しているが、ここでの問題は寄附の金額の多寡が問題なのではなく、公益法人たる税理士会が政治団体たる税政連に寄附をなすことが許されるかどうかであることをもう一度強調しておく。

(1) なお大阪高裁判決は大税政の行った政治献金の「具体的方法・態様」については「中立性を疑うべき事由があった」としながら、なお「大税政が中立的でないということはできない」としているがその理由は定かでない。そもそも政治的に中立な活動をするためだけならば、税理士会とは別個に日税政及び単位税政連を結成する必要などなかったはずである。

三 税理士会の権利能力と民法四三二条

さて税理士会は、当時の税理士法四九条二項（現行法の四九条六項）によれば「税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと

を目的」として設立されていた。日税連会則二条もこれをうけて法文とほぼ同様に同会の目的を定めていた（法文に「税理士の登録に関する事務」が加わったもの）。また同会則三条は前条の目的を達成するための事業を列挙している。そして同法五二条は「税理士会に入会している税理士でないものはこの法律に別段の定めがある場合を除く外税理士業務を行ってはならない」として税理士会が強制加入団体であることを明らかにしていた（現行法四九条の六 一項は、税理士は税理士としての登録を受けた時に、当然税理士事務所の所在する税理士会の会員となると定める）。

こうした税理士会のような公益団体の権利能力は民法四三条の定めるところにより法令の規定に従い会則に定める目的の範囲内にあるとされている。大阪高裁は、税理士会の権利能力について八幡製鉄政治献金事件最高裁判決に従って「右目的の範囲内の行為とは法令又は被控訴人大税会の会則に明示された目的自体に限定されるものではなく、その目的を遂行するうえで直接又は間接に必要な行為であればすべてこれが包含されると解されるところ、右必要性の判断に当って当該行為が目的遂行上現実必要であったかどうかをもって決すべきではなく、行為の客観的な性質に即して抽象的に判断されなければならない」とした。この点に関しては南九州税理士会事件熊本地裁判決と変わるところはない。ところが政治団体への寄附が権利能力の範囲内に含まれるか否かという具体的判断になると熊本地裁判決と大阪高裁判決には微妙なずれがみられる。

熊本地裁は税理士会が強制加入団体であることと「公益性を有する社会的実在であること」を強調して、その運営にあたって会員の思想・信条に格別の注意を払うべきとの要請を導き出し、ここから政党・政治家への政治資金

の寄附が税理士会の目的に含まれないとの結論を下した。政治的信条の点で中立的であるべき税理士会が特定の政党や政治家に政治資金の寄附することは反対者の政治的信条を踏みにじることになるから「社会通念上期待ないし要請」されていることは到底いえないとされたのである。もちろん熊本地裁判決も税理士業務の改善進歩に資するための一定の政治活動を税理士会がなしうることも否定しているわけではない。ただし熊本地裁判決はこの「政治活動」の意味を厳密に検討し、先に述べたような税理士会の性格からみて特定の政党や政治家への寄附は許されうる「政治活動」の範囲に入らないとしたのである。

これに反し、大阪高裁はひとまず政治資金の寄附も「客観的・抽象的に観察して税理士会の社会的役割を果たすためになされたものと認められる限り、目的の範囲内の行為とすることができる」とし、本件で問題となった日税政による政治献金についてもその目的・動機が税理士法の改正を達成するものであり、（一部反対のものがあつたとしても）多数の会員の賛意があるから一応目的の範囲内にあるとしつつ、「その方法、態様においてやや妥当性を欠きその献金先についても特定の政党、政治家又は候補者に偏する疑いがあるから」、結局「目的の範囲内」にあるとは認められないとした。この限りでは熊本地裁判決も大阪高裁判決ともに、特定政党や政治家への政治資金の寄附を税理士会の目的の範囲外としているわけだが、その立論には最終的な結論の違いに結びついたりつかの重要な相違点がある。

第一に、先の節でもふれたように熊本地裁判決は税政連による政党・政治家への政治資金の寄附だけでなく、税政連という政治団体への寄附自体も目的の範囲外としているのに対し、大阪高裁判決はもっぱら税理士会が政党・

政治家への寄附をした場合のみを問題として、税理士会が税政連に寄附を行ったことについては問題としていない（なお付言すれば、大阪高裁は大税会による大税政への拠出金を合法とするにあたつて、大税政による税理士法改正のための政治活動が大税政の目的の範囲内であることをあげているが、税理士の地位向上のための政治活動を行うために設立された日税政（また、その下部組織である大税政）による政治活動が日税政（大税政）の目的の範囲内の活動にあたることは当然である。しかしだからといって大税政の目的の範囲内の活動のための資金の提供であればそれが自動的に大税会の目的の範囲内の活動となるわけではない）。第二に、熊本地裁判決は税理士会の公益法人たる性格を強調して営利法人たる会社による政治献金の是非が争われた八幡製鉄事件と明確な区別を行っているのに対し、大阪高裁は団体の性質に基づくそうした意識的な区別は行っていない。第三に、熊本地裁判決が税理士会の政治的中立性を強く要求し、税理士会が政党や特定政治家、政治団体に政治資金の寄附することは原則として許されないとしているのに対し、大阪高裁は一定の反対が存在しても税理士法改正などについて税理士会の意思を多数決で決することは団体の性質上やむを得ず、税理士会による政治資金の寄附が会員の思想・信条の自由を犯すことがあつても「特定の政党、政治家又は候補者を支持し応援するため、その政治献金のため特別に臨時に会費の名目で」徴収したものでなければ問題はないとしている。

民法四三条の規定が法人の権利能力にいかなる意味をもつのかについては民法学上・商法学上争いがある。

そもそも法人の権利能力に設立目的による制限がかかるのは、民法の立法者が「法人ハ固ト法律ノ創設ニ係リ或目的ノ為ニ存スルモノナルヲ以テ其権利能力モ法律ノ規定及ヒ其目的ノ範囲内ニ於テノミ存シ其限界以外ニ於イテ

ハ法律上存在ヲ有スルコトナシ⁽¹⁾」という法人擬制説の立場に立っていたからである。そしてそこに含まれる意味は、一つには団体の構成員が当該団体を結成ないしそこに加入するに当たって団体との間で結んだ信頼関係を保護し、かつ法人財産が目的外の活動によって不安定な状態に陥るのを防ぐためであり、もう一つは国家が法人格を当該団体に認める上で働かせた政策的配慮を十全になしうるためと考えられる。しかし、法人が広範な活動を展開するにつれ、目的による制限を厳格に解することは法人の円滑な事業活動を阻害し、取引の安全を害するとの批判が強まり、今日では営利法人たる会社については商法学者の多数がその適用に反対⁽²⁾し、さらには公益法人についても民法四三条は権利能力そのものの制限ではなく、理事の代表権の制限であると解する見解がある⁽³⁾。

最高裁も営利法人である会社については、早くから「目的の範囲内の行為」の意味について「仮りに定款に記載された目的自体に包含されない行為であっても目的遂行に必要な行為は、また、社団の目的の範囲に属するものと解すべきであり、その目的遂行に必要なりや否やは、問題となっている行為が、会社の定款記載の目的に現実に必要なかどうかの基準によるべきではなくして定款の記載自体から觀察して、客観的に抽象的に必要であり得べきかどうかの基準に従って決すべき」(最高裁第二小法廷一九五二年二月一五日判決・民集六卷二号八〇頁)として、目的による権利能力の制限を事実上骨抜きにしてきた。しかし「取引の安全」という要請によって会社の政治献金すら「目的ノ範囲内」としてしまうことには私法学者の間からも疑問が呈されている⁽⁴⁾。

さて、税理士会のような公益法人についてはどうだろう。営利を目的としない公益法人の場合、判例の傾向として「目的の範囲内」の解釈は営利法人の場合と比べてやや厳格であると言われるし、学説の中にも営利法人の権利⁽⁵⁾

能力と公益法人の権利能力の区別を支持する見解は強いといえる。⁽⁶⁾ なにゆえに権利能力について公益法人と営利法人との間に区別をしなければならないかについては、これまで「とくに非営利法人にあっては、取引の相手方を保護するより、法人の財政的基礎の安定をはかることによって、法人の構成員の利益を保護しようとする、いわば後見的保護主義の思想が存する」のに対し、営利法人については「法人自体の財政的基礎の安全をはかるより、むしろ会社と取引する第三者を保護しもって取引の安全をはからうとする、考え方」があったと説明されている。⁽⁷⁾ このように営利法人について目的による制限を緩く解する、あるいはそもそも目的による制限を認めないとする根拠はおもに取引の安全への配慮からである。しかしとりわけ公益法人は一定の公的目的の実現のために法人格が認められたものであるから、その目的による制限を緩く解することはその公益法人が担うべき公的目的の達成が脅かされることになる。こうしてみると少なくとも営利法人と公益法人との間で目的による能力の制限について区別して考えることには合理性があるというべきだろう。したがって会社の政治献金をその「目的ノ範囲内」とした八幡製鉄政治献金事件最高裁判決の論理で税理士会による政治献金をその「目的ノ範囲内」とした八幡製鉄州税理士会熊本地裁判決は、八幡製鉄事件との意識的な区別の上に立って「税理士業務の改善進歩に資するための事務」の遂行は税理士会の目的の範囲内とする前提に立ちつつも、その延長としての税理士会の行いうる「政治活動」については厳密な検討を行った。これに対し、大阪高裁判決は同様の前提から「税理士法改正のための広報宣伝活動及びそのための必要な支出」そしてさらには政治献金までも税理士会の目的の範囲内にあたると判断した。ここでは八幡製鉄事件最高裁判決で用いられた「行為の性質を客観的・抽象的に観察する」という言葉が文字どお

り税理士会の活動や政治献金の実態から目を覆わせる働きをしている。ここからも本来営利法人の取引活動を定款所定の目的によって不当に限定しないようにあみだされてきた基準を公益法人の活動に当てはめることの問題性が看取される。

さて以上は、私法上の観点からの議論であって、これを憲法学上どのように評価するかは一応別問題である。そもそも税理士会と会員という私人間の紛争の中で憲法がどのような役割を果たすのかは複雑な問題をはらんでいる。憲法上の権利の射程をあくまでも公権力の行使との関係に限定する見解をとれば、ここでは憲法上の論点を論ずるまでもなく、私法上の議論だけで問題が解決されるべきようにも思える。しかし大阪高裁が「政治資金の寄付が税理士会によって特定の政党、政治家又は候補者を支持、応援してこれらの者に対してなされる際、会員に対してこれへの協力を強制することは、会員の思想、信条の自由を犯すものとして許されない」と述べるように、そこではそうした厳格な憲法上の権利と私法上の権利の二分論は採用されていない。また私法上「法人の権利能力」として議論されている問題が憲法学上の法人の人権享有主体性の議論とどのように結びつくのかもこれまで余り議論されてこなかった問題である。むしろ先の八幡製鉄政治献金事件最高裁判決にもみられるように一般には私法上の権利能力≡憲法上の人権享有能力という理解が暗黙の前提になってきたようにも思われる。しかし厳密にいうと、私人間効力の問題もあり、私法上の権利能力の問題と憲法上の人権享有の範囲の問題を同一に論じてよいかどうかについて疑問が残る。

(1) 民法修正案理由書(附質疑要録)第二章法人一二頁。尚、民法四三条制定の経緯につき、前田達明「法人の権利能力・

行為能力・不法行為能力(1) 法学教室一〇九号六三頁以下、海老原明夫「穂積陳重と Ultra Vires の法理その1」その3」ジュリスト九七〇号一〇頁・九七三号一〇頁・九七五号一二頁以下参照。

(2) 鈴木竹雄・竹内昭雄・会社法「新版」一〇頁、田中誠二・全訂会社法詳論(上)七六頁、木内宜彦・会社法二七頁、高窪利一「会社の能力とその目的による制限」LAW SCHOOL 一一号七四頁。

(3) 川島武宣・民法総則一一二頁。

(4) 例えば、鍛治良堅「法人の『目的ノ範圍』」(『民法講座I』一八四頁)は「会社の政治活動すら『目的ノ範圍内』とする最高裁の見解は、『会社は定款に定められた目的の範圍内において権利能力を有する』との前提の廃棄をすら意味しかねないものであって、明らかに法人実在説理論の濫用といわなければならないであろう」とし、服部栄三「会社の政治献金」(商法の判例八第三版〇一三頁)も「政治献金が社会的弊害を伴う行為だとすれば、これを会社の目的の範圍内の行為にして完全に適法とすることは、商法の解釈論としても疑問がある」と述べる。また会社による政治献金の問題性については富山康吉「株式会社のなす政治献金(一)」(民商法雑誌四七卷三号二〇一—二七頁参照)。

(5) 鍛治良堅「法人の『目的ノ範圍』」前掲注(4)一八五頁、篠塚昭次編『判例コンメンタール3 民法I総則・物権』七四頁〔福地俊雄執筆部分〕。

(6) 石井照久「会社の政治献金について」経営法学ジャーナル一九六六年八号二頁以下、注釈民法(2)一一七頁以下(高木多喜男執筆)、久保田きぬ子・憲法の判例八第三版〇二〇九頁(一九七七)。また民法四三条は商法上の営利法人たる会社に適用されない説く見解も結果として営利法人と公益法人との間でその権利能力の範圍を区別するものといえる。

(7) 森泉 章「法人の能力」民法の判例一二頁。

(8) 前田達明「法人の権利能力・行為能力・不法行為能力(2)」法学教室一一〇号五九頁。

四 税理士会の人権享有主体性と許されうる政治活動の範囲

さて憲法上の争点としてはひとまず税理士会のような公益法人の人権享有主体性の問題として構成されることになる。法人の人権享有主体性については八幡製鉄政治献金事件最高裁判決が「憲法第三章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用される」と判示し、学説の多数もこれを支持してきた。⁽¹⁾しかし同時に法人といっても種々のものがあり、「適用される基本権の範囲や程度は、法人や団体の目的・性格に応じて個別的に決定されなければならない」ことも広く認められている。⁽²⁾八幡製鉄事件で問題となった会社と本件で問題となった税理士会との間には、営利法人と公益法人との違いに加えて任意結社と加入強制結社という性格の違いがある。⁽³⁾前者についても八幡製鉄政治献金事件当時から特定政党や政治団体への政治献金が構成員の思想・信条の自由との関係で問題のあることはすでに多くの論者によって指摘されており、⁽⁴⁾会の性格上高度の公共性をもち構成員に脱退の自由のない後者については一層重大な問題とされるのは当然のことといえよう。

すなわち税理士法が税理士に税理士会への加入を強制していることは各会員の消極的結社の自由を制限していることになる。⁽⁵⁾こうした憲法上の権利の制限が許されるのは税理士という職業が高度の専門技術性をもち税理士会による会員の規律が各税理士の業務の維持と向上にとって不可欠であるという高度の公共性が認められるからである。別言すれば税理士会が各会員の消極的結社の自由を制限しうるのは、それが高度の公共的役割をはたす限りのことであるともいえる。従って税理士会が公益上必要な活動の範囲を越えた活動を行った場合にはもはや会員の消極

的結社の自由制限を正当化することはできなくなる（仮に税理士法が税理士会に正当な範囲を越えて会員を拘束しうることを認めているとすればその合憲性が問題となろう）。ここから憲法論としても強制加入結社としての税理士会の活動範囲はその設立目的に照らしきわめて嚴格に判断されなければならないという結論を導くことができる。そこでここでの問題は税理士会が自らの利害にかかわる問題について政治活動することは構成員の思想・信条の自由との関係で許されるかどうか、政党への政治献金はそうした政治活動の方法として許されるかというふうに分けることができるだろう。

前者の問題はきわめて困難な問題を含んでいる。一般に税理士会のような一種の業界団体が自らの利害に属する問題について態度表明をすることは避けられないし、そうすることが団体を設立した目的にかなうという場合が少なくない。そして多くの場合がそれが政治と関わりをもつこともまた避けられない⁽⁶⁾。しかし他方で一口に業界の利益といってもその意味するところは会員一人一人によって異なることがありうるし、仮に大きな目標で一致したとしてもその具体的な実現の方法で意見が一致しないこともある。こうした団体内部での意見の対立は基本的には団体内部の手続きで解決されるべきであるが、多数決では奪い得ない基本的な自由侵害が生じた場合どうするかが問題となる。

ひとつの考え方としては、とりわけ強制加入団体の場合、全員一致の場合を除いては一切政治活動は行うことができないという立場がありうる。熊本地裁が「当時の日税連執行部がとっていた税理士法改正の動きに賛成するか否か、より正確に言えば、同執行部のとっている態度に白紙委任的に賛同するか否か（中略）は、被告の会員とし

ては、各税理士が国民の一人として個人的、かつ、自主的な思想、見解、判断等に基づいて決定すべき事であるから、それについて多数決でもって会員を拘束」することは許されないと述べていることや税理士会の「政治的中立性」を強調していることをみれば、改正案の是非についても税理士会が多数決で態度表明することが許されないとの見解をとっているようにも見える。この立場は強制加入結社における団体の政治活動と構成員の思想・信条の自由との矛盾を最小限に抑えるものといえることができる。しかし、「業務に関連した法令の改正への対処活動までも否定されるとしたら行き過ぎ」との懸念がすでに表明されているように、この立場をとると事実上常に少数の反対者のために業界団体としての立場が表明できないことになり、逆に多数の会員の利害に反し、当該団体を設立した意義も達成されなくなってしまうという批判がありえよう。

第二の立場としては、労働組合が組織として一定の政治活動をすることは自由であるが、そのための費用負担を組合員に強制することは、組合員個人の政治的自由・信条を侵すから許されないとした国労広島地本最高裁判決（最高裁第三小法廷一九七五年一月二八日判決・民集二九卷一〇号一六九八頁）の採用したアプローチがある。大阪高裁が一般論として、会員に対して統制力を及ぼし、会員の協力を強制することにならなければ、多数決によって一定の意思を表明することもやむをえないとしたのは、このアプローチに従ったものといえることができる（ただし本件の政治資金の会員からの徴収のあり方が協力を強制したことにならないとする点に同意できないことはすでに述べたとおりである）。また熊本地裁判決が問題としたのはあくまでも政治献金の資金調達のための特別会費の納入義務であって、法改正のための政治活動一般を否定したものでないと解すれば、その意味で大阪高裁のアプ

ローチと共通しているともいえる。⁽⁸⁾

ただしこのアプローチをもつばら構成員個人に対する強制の有無に関わらせて理解するのは正確でない。すなわち国労広島地本事件最高裁判決が示したアプローチをより一般化していえば、団体の活動の実効性と構成員の個人としての政治的自由との矛盾・抵触を解決するために、当該団体の活動の内容・性質とこれについて構成員に求められる協力の内容・程度・態様を比較衡量するアプローチとして理解されるべきである。したがって団体の活動がその目的からみて妥当な範囲をはずればはずれるほど構成員への強制という要素が希薄でも当該活動が許されないとされる確率が高くなる。とりわけ先に述べたように、税理士会のような強制加入結社では、会員は高度の公共性によって正当化される限りで消極的結社の自由を制限されているのであって、その活動範囲は会の目的に照らして厳しく判断されなければならない。したがってたとえ仮に会員個人に直接義務を負わせなくとも会として活動する際には、会員個人の政治的自由と必要以上に矛盾軋轢を生ずるような活動は避けなければならないといえるのはなからうか。

もっとも本件で問題となったのは税理士の根本的利害にかかわる税理士法の改正問題であつたわけだから、当該改正案の是非はさておきとりあえず税理士会の活動の範囲内に当たる問題といふことはできよう。そこで問題はこうした政治活動を行う手段としての政治献金の是非ということになる。特定の政党への政治献金が税理士会の許される政治活動に当たるかについては、評者は一般に否定的である。⁽⁹⁾ そもそも社会的・経済的に大きな影響力をもつ会社、労働組合、宗教団体、業界団体が特定政党に政治献金を行うことによって議会制民主主義に大きな歪みを

生ずるおそれが多分にある。⁽¹⁰⁾ また本件において特に重要なのは、政党への献金が本来政党支持という最も政治的な信条に根ざす行為であることからみて、多様な政治的信条の持ち主の存在を前提とした税理士会のような強制加入団体が特定政党への政治献金をなすことは、会員の思想・信条の自由を踏みにじることになるという問題である。仮に法改正について会員の意見が一致していたとしても、政党は本来国政全般に関わる問題についての政策実現のために活動するものだから、会員が政党支持について一致することはまずありえない。究極的には構成員に帰属する団体の財産から特定政党に献金を行うことは、先の国労広島地本事件最高裁判決の「比較衡量」アプローチによれば、すでに会の活動として妥当と考えられる範囲を大きくはずれており、各会員に対して直接支持が強制されなくとも、違法とされうると思われる。⁽¹¹⁾ また政治団体への献金の場合、その政治団体の性格にもよろうが、本件で問題となった日税政・大税政などのように政治献金のためのトンネル機関のような役割を果たす団体への献金は、会員の思想・信条の自由への侵害という点では政党への献金と径庭がないものといわざるをえない。

ところで本件で問題となった政治献金がいったい団体のどのような権利の行使として行われたものかは「政治献金の自由」なるものがはたしてどのような人権の中に位置づけられるのかという問題とかかわってくる。⁽¹²⁾ 八幡製鉄政治献金事件で最高裁は政治献金を「国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的自由」の「一環」としてとらえた。この一節は一般には法人に表現の自由の享有を認め、政治献金を表現の自由に包含される行為と解したものと理解されている。しかし政治資金の提供を表現の自由と違ってよいかどうかは、表現の自由と言うところの「表現」の定義にも関わって疑問がある。仮に表現の自由が人の精神作用を外部に公表する精神活

動を指すとすれば、政治献金という行為それ自体には外部に対する働きかけという要素を含んでおらず、これを表現の自由の中に含めることは難しいのではなからうか。むしろ政治献金の目的は自らが支持する政党に資金面で協力し、当該政党の活動を促進することにあるとみるべきであるから、結社と結びつきをもち、もって当該結社の活動を促進するという意味で結社の自由の一種と考えるべきではなからうか。こう解することが政治献金の自由の保障にとってどのような意味を持つかは、結社の自由と表現の自由との関係をどう理解するかとも関わるが、政治献金と選挙運動のための支出を区別して考え、後者は表現の自由に直接関わりをもつが、前者は結社の自由としての要素をもつと解したアメリカ最高裁は、現実に連邦選挙運動法の支出額の制限を違憲と判断しながら、献金額の制限を合憲と解した。⁽¹³⁾ 仮に、最近のアメリカ最高裁が結社の自由の制限について用いた審査基準を援用することが許されれば、わが国においても例えば、政治献金額の一定の規制などは、結社による表現の抑圧を目的としない、内容中立的な規制であり、かつ結社による表現行為を妨げないような規制として許される、というような考え方も可能となってくるものと思われる。

(1) さしあたり、法学協会編・註解日本国憲法上〔改訂版〕二九八頁、山本浩三「法人と人権」新版 憲法演習1一二六頁以下、宮沢俊義（戸部信喜補訂）・全訂日本国憲法一八八頁、佐藤功・憲法（上）〔新版〕一七八頁、小林直樹・新版憲法講義 上二八四頁、佐藤幸治編著・憲法Ⅱ 基本的人権（中山 勲執筆）五七頁参照。

(2) 佐藤幸治「人権享有の主体」続・判例展望一一頁。

(3) 例えば伊藤正巳「会社の基本権」（石井照久先生追悼論文集『商事法の諸題点』）は法人の人権享有の範囲という文脈において「組織強制をともなう団体においては、……その表現の自由はいちじるしく制限されるのであって、むしろそれを

享有しないとみてよいかもしれない。もし自由を認められるとしても、少なくとも、その団体での意思形成に実質上構成員が参与する自由が確保されていること、その表示される意見が、その団体の社会的機能と関連する問題についてのものであることという、いわば手続上内容上の制約つきでのみ、それが認められる」という注目すべき見解を述べている(一七頁)。

(4) 富山康吉「株式会社になす政治献金(一)」民商法雑誌四七卷三号三一頁、芹沢斉「法人の人権(八幡製鉄政治献金事件)」憲法の基本判例二三頁参照。

(5) 佐藤幸治・憲法〔新版〕四八二頁。

(6) 森 英樹「政治献金目的の税理士会特別会費徴収と憲法一九条」法学教室七〇号一〇六頁。

(7) 江橋 崇「税理士会による税理士法改正の政治活動資金の徴収と会員の思想信条の自由」法学セミナー三八〇号一一四頁。

(8) 田村和之「税理士会政治献金徴収拒否訴訟第一審判決」判例評論三三二号一八六頁。また熊本地裁判決も会則に定められた税理士会の目的からみて「税理士業務の改善進歩に資するための事務」を行うことができることは認めるし、税理士法改正について税理士会が「ある種の活動」をすることまでは「目的の範囲内」にあたることを認める。

(9) 森・前掲注(6)一〇六頁、江橋・前掲注(7)一一四頁、中島茂樹「公益団体の政治献金と構成員の思想の自由」憲法判例百選Ⅰ(第二版)六五頁、野坂泰司「税理士会の政治献金と会員の思想・信条の自由」昭和六一年度重要判例解説・ジュリスト八八七号一四頁。

(10) 寿田竜輔「法人による政治献金と議会制民主主義」奥平Ⅱ杉原編・憲法学五七六頁以下、野中俊彦「会社の政治献金」憲法判例百選Ⅱ(第二版)二六四頁参照。

(11) 富山・前掲注(4)四七卷三号三一頁は、会社の政治献金について「構成員に究極的には帰属する会社財産が特定の政治的立場を支援するために費消されるという問題」であると指摘し、「構成員全員の意思にもとづくものでないかぎり会社が

政治献金をなすことは許されない」とする。

(12) 江橋・前掲注(7)一一四頁は、「本件のような、法案作成に手心を加えてもらう趣旨の、業界による政治家買収に近い汚職すれすれの政治献金は、そのものとして厳しく禁止されるべき」として政治資金の寄附を政治活動の自由の一環としてとらえることに「疑問」を提起している。また政治献金の自由を憲法「三条の「幸福追求権」に含まれる参政権的権利の一つとしてとらえる見解もある(佐藤・前掲注(5)四一五頁)。

(13) Buckley v. Valeo, 424 U. S. 1 (1976).

(14) Roberts v. United States Jaycees, 104 S. St. 3244 (1984).

また、労働組合による政治献金の問題性につき、長岡徹「労働組合の政治資金と組合員の人権」(二・完)法学論叢一一二巻一号一九頁・五号七五頁以下、石川吉右衛門「労働組合の統制力と組合員の政治的自由」法学協会雑誌七六巻一号一頁以下参照。

終わりに

本件がこれまで憲法上議論されてきた「法人の人権享有主体性」論に対して提起している問題には以下のようなものがあると思われる。

第一に、法人の人権享有主体性という問題を当該団体の性格の違いとかかわらせてどのように統一的に理解するかという問題である。各種の団体の性格の違いを無視して一般的に法人の享有しうる人権の範囲を探ろうとする試みの問題性はすでに「はじめに」でもふれたが、各団体について具体的に享有する人権の範囲と程度を検討するこ

とによってとりあえず実践的に妥当な結論を引き出すことができるとしても、なお理論的な問題は残る。法人の人権享有主体性についてはそれを肯定する憲法学者の中にもその根拠付けをめぐって微妙な見解の違いがある。一つは法人の活動が自然人を起点にして行われ、その効果が結局は自然人に帰属することを法人に人権を認めるべき根拠とするものであり、今一つは法人が現代社会において自然人と同じように社会的実体として活動していることをその根拠とするものである。この違いはストレートに法人が享有しうる人権の範囲や限界に違いをもたらさないと解されうるが、構成員の利益との結びつきを強調すれば前者のほうがやはり限定的な意味あいをもつであろう。最高裁をはじめとして学説の多数も後者の立場に立つてできるだけ広く法人の享有しうる人権の範囲を認めていくとする傾向にあるが、本稿で扱った税理士会による政治献金や企業にする政治献金が安易に法人の人権の行使の名の下に正当化されているのを見るにつけ、いま一度前者の観点の重要性を強調する必要性を感じる。

しかし前者の立場からは、個人の人権保障とは別に団体独自の人権保障を考える必要性が導き出しにくいからいがある。そこで第二に、これまで法人の人権享有主体性の問題として考えられてきた問題と結社の自由の保障の内容として語られる「団体が団体としての意思を形成し、その意思実現の諸活動につき公権力による干渉を受けないこと」といういわゆる結社自体の自由との関わりが問題となつてこよう。すでに憲法上団体が人権を享有しうる根拠は憲法が団体の存在を憲法上保障したことと求められるべきと示唆する見解もある⁽³⁾。仮に団体結成が憲法上の権利でないとしたらある団体がどのような権利をもつかも立法政策の問題となつて「法人の人権」なるものはないことになる。

法人の人権が結社の自由の行使の一環と位置づけられるとすると、その享有しうる人権の範囲は構成員が当該結社を結成した際の目的と構成員の利益に規定されることになる。そしてその限界は外部者の人権との衝突としての「内在的制約」とともに構成員の人権との衝突においても問題となることになる。なぜなら構成員の結社の自由の保障の延長として認められた結社自体の自由が構成員の人権制約として働くことは自己矛盾となるからである。ここからこれまでも指摘されてきた結社の自由独特の限界である構成員の自由との関係から導かれる限界が説明されるように思われる。

本稿で扱った税理士会による政治献金をめぐる事件は、単に「法人の人権享有主体性」の問題にとどまらず、政治献金の自由の憲法上の位置づけや私法上の権利能力の憲法上の位置づけなど、いくつかの憲法上重要な問題を提起しているが、本稿では基本的に判例批評という形態をとったことや筆者の考えが煮詰まっていなくてもあり、いずれについても十分意を尽くして展開することはできなかった。

今後は以上の考察を比較法的な検討なども通じてもう少し幅広い文脈の中で検証してみるつもりである。

- (1) 宮沢俊義・憲法Ⅱ〔新版〕二四五頁。
- (2) 芦部信喜「法人の人権——人権の享有主体(4)」法学教室一〇七号七一頁、佐藤幸治・憲法〔新版〕三八六頁。
- (3) 寿田竜輔「法人と人権」奥平・杉原・憲法学1三三頁、川添利幸「人権の享有主体」ジュリスト六三八号二五五頁。